

早朝総合健診が始まっています

社会保険から国民健康保険への切り替えや、転入などで新たに受診を希望される方は美郷町保健センターまでご連絡ください。

申し込みしている健診日に都合が合わない場合は、他

の健診日でも受診できます。

広報美郷平成28年4月号13ページの日程表を参考にお越しください。

持ち物●健康保険証、健康手帳、受診通知書

20歳から40歳女性の皆さまへ

子宮頸がん検診および婦人科超音波検診が医療機関でも受診できます

12月に実施した町の早朝総合健診申込み調べにおいて、「医療機関で受ける」と記載した方には、「統一受診券」を送付しています。町の検診で受ける、または希望しないと記載した方で医療機関受診を希望される方は、下記までご連絡ください。

対象者●20歳から40歳の無料クーポン券を持たない女性(昭和51年4月2日～平成9年4月1日生まれ)

受診期限●12月28日(水)

自己負担額●1,800円 ※以下の方は無料になります。

- ・生活保護受給世帯の方
- ・27年度市町村民税非課税世帯の方

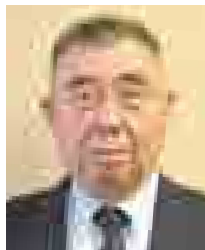
■近隣の実施医療機関

- (大仙市) 大曲母子医院、佐藤レディースクリニック、田口医院、くしま産婦人科医院、大曲厚生医療センター
- (横手市) いそベレディスクリニック、雄物川クリニック、朝日ヶ丘レディースクリニック、平鹿総合病院

問 美郷町保健センター ☎ 0187(84)4900

生活困窮者等自立相談支援員をご紹介します

日々の生活に困窮している人たちの生活を立て直して自立を支援するため、生活困窮者等自立相談支援員を配置しました。仕事のこと、家計のこと、家族のことなど生活にお困りの方を支援する相談窓口です。



■菅原 九十郎さん

一人で悩まず、家族だけで抱え込まず
ご相談ください

- なかなか仕事が見つからない
- 家族の収入が少なく、生活を維持できるか不安
- 持病があるので、治療や入院のことが心配
- 家族にひきこもりの人がいる など

お困りではありませんか?
一緒に考えましょう!

「高齢者向け給付金」の申請を受付しています

「一億総活躍社会」の実現に向け、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図るため、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。支給対象者と見込まれる方には、申請書を郵送しています。給付金を受給するには、申請書の提出が必要ですので、期限まで下記へ申請してください。なお、支給対象者の要件に該当する方で通知が届かない場合は、下記までお問い合わせください。

■支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の対象者(※)のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

※平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方。ただし、平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されている方に扶養されている方などは除きます。

支給額●支給対象者1人につき 3万円

提出期限●6月30日(木)

申・問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家庭や、病気・けがのため身体や精神に障がいがある父親または母親を持つ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで（身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満）の児童を養育している方に支給されます。

■支給額（平成28年4月分より）

支給内容	支給額（児童1人の場合）
全部支給	月額 42,330円
一部支給	月額 9,990円～42,320円の間

※ただし、事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。

■手当を受ける資格が無くなる主な場合

- 婚姻したとき、または事実上の婚姻状態（内縁・同居・生計同一）となったとき
- 対象児童を養育しなくなったとき
- 対象児童が施設に入所することになったとき
- ※上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに下記まで届け出をしてください。

資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくこととなります。

※偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

■支給額（平成28年4月分より）

等級	支給額
1級	月額 51,500円
2級	月額 34,300円

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- 対象児童が施設に入所することになったとき
- 対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- 対象児童が、障がいを事由として公的年金を受給することになったとき
- 受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
- 対象児童や受給者が死亡したとき

※ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障がいを理由に公的年金を受けることができる場合は支給されません。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

美郷の子ども会夢応援事業

子ども会活動にかかる費用の一部を助成します

町内の子ども会活動の活性化を図るため、子どもたちが主体となって取り組もうとする事業に対して、費用の一部を助成します。希望する方は、下記までご連絡ください。

助成金額●子ども会の規模や事業内容などを審査のうえ決定します。

- ①10,000円 ②20,000円 ③30,000円

申込期限●5月20日(金)

助成の条件

次の条件全てに該当すること

- ①子どもたちが中心に企画・立案したもので、ユニークで夢のある事業であること
- ②地域の人たちや指導者(親の会等)の協力が得られること
- ③一つの子ども会の計画または近隣の子ども会と合同の計画であること
- ④飲食代を経費に含まないこと
- ⑤子ども会の預貯金や積立金などが事業の支出を上回らないこと

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907